

平成28年

○国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項

改正理由

研究者の退職等に係る取扱いを明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 9月12日 教育実践研究推進本部 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年9月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項(平成28年1月14日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項の一部改正について

改正理由：研究者の退職等に係る取扱いを明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(研究者の退職等に係る取扱い)</p> <p>第4条 <u>研究責任者</u>は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 <u>研究責任者</u>の転出や退職に際し、規程第2条に定める部局等の長は、<u>前項</u>に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年9月13日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(研究者の退職等に係る取扱い)</p> <p>第4条 <u>研究室責任者</u>は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 <u>研究室責任者</u>の転出や退職に際し、規程第2条に定める部局等の長は、<u>これ</u>に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>